

「どさんこ食育推進協議会」後援名義使用に係る取扱いについて

1 趣 旨

どさんこ食育推進協議会（以下「協議会」という。）の後援名義使用に係る取扱いについて次のとおり定める。

2 後援の対象となる事業

後援の対象となる事業（イベント等）は、本道の食育に貢献するもので、協議会の構成団体等が実施するものとする。

3 取扱等

（1）協議会の構成団体が主催する場合

ア 協議会の構成団体が、協議会の後援を伴う事業を実施しようとする場合は、実施予定日の2週間前までに、別紙様式1「事業実施計画書」を協議会事務局に提出する。

イ 後援名義の使用は、別紙様式1の提出をもって承認されたものとする。なお、事務局は、必要により、事業計画の内容等について、構成団体に確認することができるものとする。

（2）協議会の構成団体以外の団体が主催する場合

ア 協議会の構成団体以外の団体が、協議会の後援を伴う事業を実施しようとする場合、実施予定日の2か月前までに、別紙様式1及び主催団体の概要が分かるものを添付し、協議会事務局に提出する。

イ 協議会の後援名義使用は、当該事業に係る北海道の後援名義使用の承認があった場合に承認するものとする。

（3）実績報告

協議会の後援名義を使用した団体は、事業終了後1か月以内に別紙様式2「事業実績報告書」を協議会事務局に提出する。

